

社会福祉法人和光市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

制定 平成 29 年 6 月 19 日 規程第 4 号

改正 令和 4 年 3 月 18 日 規程第 5 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員のうち、会長については、報酬、旅費、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員のうち、常務理事については、報酬、旅費、通勤手当、期末手当及び休日給を支給する。
- (3) 会長及び常務理事を除く非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に、社協旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(役員の報酬等の算定方法)

第 4 条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 1 に定める額
 - (2) 期末手当については、別表 2 に定める算式により算出される額
 - (3) 通勤手当については、社協給与規程第 15 条の規定に準ずる額
 - (4) 時間外勤務手当については、社協給与規程第 18 条の規定に準ずる額
- 2 役員が職務のため出張したときは、別に定める社協旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員に対する報酬等の支給時期は、社協給与規程の規定に準ずる。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人和光市社会福祉協議会会長報酬に関する規程(平成2年5月7日制定 規程第6号)は廃止とする。
- 3 社会福祉法人和光市社会福祉協議会常勤役員の服務及び報酬等に関する規程(平成25年3月21日制定 規程第1号)は廃止とする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第4条第1項第1号関係)

非常勤役員の報酬

会 長	月額 100,000円
常務理事	月額 220,000円

別表 2 (第4条第1項第2号関係)

期末手当の割合

6月支給	報酬月額×100/100
12月支給	報酬月額×110/100